



障害基礎年金をご存知ですか？

問 住民課 国民年金係
☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)

国民年金に加入している間にかかった病気やけがが原因で障がいが残り、国民年金保険料の納付要件を満たしているときは、障害基礎年金を受給できる場合があります。

請求できる条件

- ▶ **対象者** 障がいの原因となった病気やけがで、初めて病院にかかった日(初診日)において、次のいずれかに該当している人。
 - 国民年金(1号・3号)に加入中だった人
 - 老齢基礎年金の繰り上げ請求をしておらず、当時厚生年金に加入していなかった60歳～64歳の人
 - ▶ **納付要件** 障害基礎年金を請求するには、次のどちらかの納付要件を満たしていなければなりません。
 - 初診日の属する月の前々月までの1年間、保険料の未納がないこと
 - 初診日の属する月の前々月までの公的年金被保険者期間で、3分の2以上の納付済期間(免除期間を含む)があること
- ※20歳前に初診日がある場合は、この納付要件はありません。

注意点

- 障害者手帳の有無や等級は関係ありません。診断書をもとに、国民年金法で定められた障害等級に該当するかどうかで、受給できるかが決まります。
- 厚生年金もしくは共済年金加入期間中に初診日がある場合は、障害厚生年金、障害共済年金を請求することになります。年金事務所または各共済組合にご相談ください。

まずはご相談を

請求できるのか、どのような書類が必要なのかは、人によって異なります。
まずは、住民課 国民年金係の窓口でご相談ください。



「進学」などで、他市町村への転出が決まったら学生用保険証の手続きを

問 住民課 国民健康保険係
☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線115)

須恵町国民健康保険に加入している人が、大学などへの進学により須恵町から他市区町村に住居を移す場合は、学生用保険証の手続きが必要です。

学生用保険証とは？

須恵町に住所がない人は、原則として須恵町国民健康保険の保険証を使うことができず、住所がある市区町村で国民健康保険に加入する必要があります。
ただし、特例として進学を理由に住所を移し、須恵町にいる扶養義務者が生計を維持している場合は、須恵町が発行する学生用保険証を使うことができます。
※学生用保険証を使用できるのは「学生である期間」のみです。

転出届の提出前に

次のものをご持参のうえ、住民課で手続きを行なってください。

- ① 学生であることが証明できるもの
在学証明書または学生証、入学前の場合は合格通知書
- ② 今までの国民健康保険証
- ③ マイナンバーカードおよび免許証など顔写真付き公的身分証明書

学生用保険証をお使いの人へ

すでに学生用保険証(右上に学がある保険証)をお持ちの人が、卒業などにより学生でなくなる場合は、学生用保険証を返却し、進路に応じた手続きが必要です。
学生用保険証をお持ちで今年3月に卒業予定の人がいる世帯には、手続きの案内通知を3月中旬にお送りします。
必要書類をご確認のうえ、速やかにお手続きください。



役場からのインフォメーション



町税の納付忘れにご注意ください

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線133・139)

3月31日(金)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、キャッシュレス決済(PayPay、LINE Payなど)で納付が可能です。

また、振替口座のご登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額を引き落とししますので、預金残高にご注意をお願いします。

▶ **対象の税目** 国民健康保険税 10期



令和5年度 障がい者タクシー券を発行します

問 福祉課 障がい者福祉係
☎ 932-1493(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線127)

在宅の障がい者に対して、タクシーの初乗料金分を助成するタクシー券の発行を行います。タクシー券は、4月3日(月)からご利用できます。

- ▶ **対象者** 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳、特定疾患(指定難病)医療受給者証をお持ちの人
- ▶ **受付時間** 8時30分～17時15分
- ▶ **発行日** 4月3日(月)から
- ▶ **発行場所** 須恵町役場1階 福祉課窓口
- ▶ **必要なもの** 各手帳または受給者証、印鑑(代理の人が発行する場合は代理の人の印鑑が必要です)



MR2期の接種期限が近づいています！

問 健康増進課 保健予防係
☎ 687-1530(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線168)

MRとは、麻しん風しん混合ワクチンのことで、流行や重症化を防ぐためにとても大事な予防接種です。忘れずに接種しましょう。

- ▶ **対象者** 平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ(幼稚園・保育園の年長児に相当する年齢)
- ▶ **接種期間** 3月31日(金)まで(病院の診療時間内)
- ▶ **予約方法** 下記の医療機関へ電話で事前予約
- ▶ **必要なもの** 母子健康手帳・予防接種手帳
- ▶ **接種費用** 無料

町内実施医療機関

町内実施医療機関	電話番号
医療法人社団 正信会 水戸病院	935-3755
医療法人 岡医院	932-0458
須恵外科胃腸科医院	936-2355
きよいファミリー内科	957-6777
貫内科	933-5111
まつお内科クリニック	410-2220



マイナンバーカード 休日交付窓口を開設します

申 問 住民課(マイナンバーカード担当)
☎ 932-1151(内線108)

マイナンバーカードを申請した人で、交付通知書(はがき)が届いている人を対象に休日交付窓口を開設します。平日の受付時間内に来庁が難しい場合にご利用ください。

なお、混雑緩和のため、**事前予約が必要**です。

- ▶ **開設日時** 3月19日(日) 9時～14時
- ▶ **開設場所** 須恵町役場1階 住民課窓口
- ▶ **受付内容** マイナンバーカードの交付
電子証明書の更新
- ▶ **申込方法** 役場住民課へ電話で申し込み
- ▶ **申込期限** 3月17日(金)まで

8時30分～17時15分(土日祝日除く)
※予約は先着順で、定員になり次第締め切ります。

- ▶ **注意事項** 交付までの所要時間は20分程度です。状況によりお待ちいただく場合もありますのでご了承ください。
- ※マイナンバーカード休日交付窓口では住所の異動、証明書発行など、他の住民課業務は行いませんのでご了承ください。
- ※平日の受付時間内もしくは夜間役場に来庁される場合の予約は不要です。
- ※4月以降にマイナンバーカード休日交付窓口を開設する予定はありません。日曜日の交付を希望する人は3月19日の休日交付窓口をご利用ください。